

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第19号

答申番号：令和3年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、毎月節約して生活しているにもかかわらず、生活費が不足し、最低基準の生活が保障されていないこと、原処分（生活保護変更処分）において、家賃以外に共益費や管理費がかかることなどから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づき適正に行われたものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、原処分は、保護基準に基づき適正に算定された最低生活費の額を令和3年5月分の請求人の世帯の保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年9月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、請求人の世帯の居住地に係る級地は、「1級地-2」と区分されている。

そこで本件をみると、原処分は、保護基準及び保護の処理基準に基づき適正に算定された最低生活費「10万9,930円」（基準生活費7万3,930円と住宅費3万6,000円とを合算した額）を令和3年5月分の請求人の世帯の保護費としていることから、違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、毎月節約して生活しているにもかかわらず、生活費が不足することなどから、原処分が違法又は不当である旨を主張する。しかし、保護基準に基づき適正に算定された原処分を違法又は不当ということはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子